

第7号議案

令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和2年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月28日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

第8号議案 要旨

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、同ウイルス感染症患者等への対応業務に従事した職員に対し、感染症防疫業務手当として特殊勤務手当を支給するに当たり、北はりま消防組合職員の給与に関する条例において、特殊勤務手当支給に関する規定を整備するもの。

2 改正内容

第20条の2として特殊勤務手当の支給に関する条文を定め、これにより第2条中、給料の定義を整理した。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北はりま消防組合職員の給与に関する条例の規定は、令和2年3月14日から適用する。

第9号議案 要旨

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

新型コロナウイルス感染拡大を受け、同ウイルス感染症患者等への対応業務に従事した職員に対し、感染症防疫業務手当として特殊勤務手当を支給するに当たり、当該特殊勤務手当に関する条例を制定するもの。

2 制定内容

- (1) 【第1条】趣旨
- (2) 【第2条】手当の範囲を定めた。
- (3) 【第3条】手当の種類を定めた。なお、現在において感染症防疫業務手当のみ。
- (4) 【第4条】感染症防疫業務手当の支給要件を定めた。
- (5) 【第5条】規則への委任
- (6) 【附 則】附則第2項において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫業務手当支給に係る特例を定めた。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和2年3月14日から適用する。

第10号議案 説明資料1

- 1 購入目的 西脇消防署に配備の更新車両（高規格救急自動車）は、平成22年5月の購入から令和2年5月で、北はりま消防組合車両更新基準の10年を超え、また、加西消防署加西南出張所に配備の更新車両は、平成23年4月の購入から9年目であるが、近年、エンジンや電装機器の不具合が頻発しており、いずれの更新車両も車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来すおそれがあるため更新する。
- 2 納入場所 兵庫県西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）
兵庫県加西市上宮木町387番地の13（加西消防署加西南出張所）
- 3 納入期限 令和3年3月19日
- 4 契約内容 高規格救急自動車購入 2台
（詳細は別紙仕様書のとおり）